平成２４年（フ）第９８６号
福岡市東区美和台３丁目34番５―102号
債務者　立石　京子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８７号
福岡市中央区唐人町１丁目12番20号
債務者　串本　和幸
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００３号
福岡市南区柳河内１丁目５番29―202号
債務者　錦織　由枝
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１４号
福岡市東区香椎駅東３丁目22番62―202号
債務者　石本　麻美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２７号
福岡市城南区別府５丁目10番15号
債務者　平木　照男
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３０号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目２番１―502号
債務者　平野　　薫
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３１号
福岡市東区千早２丁目45番305号
債務者　太田チヨ子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６１号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目５番31号
カモリアパート１号
債務者　北崎　尚子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６８号
福岡市南区向新町２丁目29番２―402号
債務者　中村　智彦
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６９号
福岡市早良区西新５丁目15番40―502号
債務者　織丸　一也
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７７号
福岡市博多区板付３丁目23番103号
債務者　迫田　志保
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８３号
福岡市早良区原団地20番203号
債務者　坪山いづみ
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９８号
福岡県筑紫野市大字若江146番地１シャルマンパーク若江303号
債務者　元山千賀子（旧姓黒岩）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０８号
福岡市東区香椎浜３丁目２番３―616号
債務者　坂口　美香
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３４号
福岡市東区唐原２丁目22番４―302号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
大分県日田市大字小迫352番地31　朝日ケ丘団地Ｂ―４号住宅101号、住民票上の住所大分県日田市大山町西大山6719番地
債務者　矢羽田紀昭
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２０号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪637番地
債務者　甲斐美弥子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所日田支部